

2021年5月21日

各 位

九州植物検疫協会

検査証明書で産地を台湾とするピーマン種子から ToMMV が検出された事例に伴う対応について（続報）

当協会の運営に関して、平素より格別のご支援・ご協力を賜り、御礼申し上げます。

本年4月15日、当協会より、台湾が発給した検査証明書が添付された台湾産ピーマン種子から *Tomato mottle mosaic virus*（以下 ToMMV）が検出された事例があり、暫定的な措置として台湾から輸入される ToMMV の宿主植物種子については、輸入検査において遺伝子検定が実施される旨をお知らせしたところです。

このことに関して、今般、農林水産省消費・安全局植物防疫課から（一社）全国植物検疫協会事務局に対して、台湾側と ToMMV に対する侵入防止措置について調整したところ、①問題となった種子の原産地は台湾ではなくベトナム及びミャンマーであること、②再発防止のために検査証明書に記載する原産地の確認を強化すること等が示され、当該種子の原産地であるベトナム及びミャンマーから ToMMV の侵入を防止するため、輸入検査において以下の暫定措置をおこなう旨の連絡がありましたので、取り急ぎお知らせします。

なお、台湾から輸入される宿主植物の種子については、適切に再発防止が図られたことが確認されるまでの間、暫定的な措置が継続されることを申し添えます。

1 対象植物

貨物、郵便物、携帯品としてベトナム及びミャンマーから輸入される規則別表二の二の四十一項に掲げる植物の種子

（参照：https://www.maff.go.jp/pps/j/information/seido_minaosi/pdf/7ji_setsumei.pdf）

2 対応を行う期間

令和3年5月27日から当面の間

3 遺伝子検定

次の数量について、当該検疫有害植物を対象とした遺伝子検定の実施

対象検疫有害植物	検定数量
<i>Tomato mottle mosaic virus</i>	400 粒